

鳥取市中心市街地活性化基本計画



～集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり～



令和5年4月（令和5年3月17日認定）
第1回変更認定（令和7年3月5日）
第2回変更認定（令和7年8月26日）
第3回変更認定（令和8年3月9日）



鳥取市



はじめに



鳥取市は、平成30年4月1日の中核市移行と併せて、山陰東部圏域全体の発展に向け「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を関係市町で形成し、医療・福祉、観光、交通など様々な分野で連携した取組を行っております。

この圏域の中心市である本市の中心市街地は、歴史や文化、伝統が育まれ、長い年月をかけて投資が集積されてきた本市の中心拠点であり、人口減少社会においても本市の持続的発展を図るため、引き続き中心市街地活性化に向けた取組を進める必要があります。

このたび、平成30年3月に策定した「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画」の計画期間が終了することから、アフターコロナを見据えた今後5年間の中心市街地活性化への取組を進めるため、「第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画」を新たに策定し、国の認定をいただきました。

第4期計画は、第3期計画の考え方を引き継ぎ、「誰もが豊かに暮らせるまち」「交流による活気のあるまち」の2つの基本方針のもと、「若年層のまちなか暮らしの促進」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「地域資源等を活かした交流人口の拡大」の3つの目標の達成を目指すこととしています。

本計画の策定にあたっては、有識者等で構成する検討委員会を設置し、4回にわたる会議の中で、3期計画の成果、課題等の検証を行うとともに、鳥取市中心市街地活性化協議会等からの意見聴取をはじめ、市民アンケートや市民政策コメントの実施など、幅広い意見の集約に努めました。多大なるご尽力をいただいた多くの方々に対し、心から深く感謝を申し上げます。

本計画に基づき、「にぎわいにあふれ元気なまち」を目指し、中心市街地の活性化に向けた取組を全力で推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年4月

鳥取市長 深澤 義彦

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

- [1] 地域の概況…………… 1
- [2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析…………… 5
- [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析…………… 27
- [4] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証…………… 37
- [5] 中心市街地活性化の課題…………… 54
- [6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）…………… 57

2. 中心市街地の位置及び区域

- [1] 位置…………… 59
- [2] 区域…………… 60
- [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明…………… 62

3. 中心市街地の活性化の目標

- [1] 中心市街地活性化の目標…………… 73
- [2] 計画期間の考え方…………… 73
- [3] 目標達成に向けた取組…………… 74
- [4] 目標指標の設定の考え方…………… 79
- [5] フォローアップの方針…………… 95

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 市街地の整備改善の必要性…………… 96
- [2] 具体的事業の内容…………… 97

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 都市福利施設を整備の必要性…………… 103
- [2] 具体的事業の内容…………… 104

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

- [1] 街なか居住の推進の必要性…………… 109
- [2] 具体的事業の内容…………… 110

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	116
[2] 具体的事業の内容等	118
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	137
[2] 具体的事業の内容	138
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	143
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	146
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	156
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	157
[2] 都市計画手法の活用	158
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	158
[4] 都市機能の集積のための事業等	162
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	163
[2] 都市計画等との調和	164
[3] その他の事項	165
12. 認定基準に適合していることの説明	166